

# 入札公告

県営住宅管理システム機器等賃貸借契約について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

令和元年 8 月 28 日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 入札に付する事項

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 借入物件の規格、性能、数量等 | 別紙仕様書のとおり                         |
| (2) 借入物品の条件等       | 別紙仕様書のとおり                         |
| (3) 借入期間           | 令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで |
| (4) 物品の納入期限        | 令和元年 10 月 11 日（金）                 |
| (5) 物品の納入場所        | 高知県土木部住宅課及び高知県住宅供給公社              |
| (6) 入札方法           |                                   |

ア 入札金額は、(3) で示す借入期間の月額賃貸借料を入札書に記載すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成 30 年度から令和 2 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 借入物品の仕様書に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札参加者以外の者が担保する場合を含む）が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」（平成 23 年高知県訓令第 1 号、以下「暴排規程」という。）に基づく入札参加資格停止措置を受けていな

いこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置者に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

### 3 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 契約条項を示す場所、入札公告の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部住宅課 住宅管理担当

電話番号 088-823-9855

ファックス 088-823-2999

- (3) 質疑事項

質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式1）」により令和元年9月12日（木）午後5時までに、(2)の場所に持参するか、(2)の問い合わせ先にファクシミリで提出すること（電話で着信を確認すること）。

- (4) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

(エ) 入札金額

(オ) 契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (5) 入札書の提出方法

持参により提出することとし、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (6) の日時、場所において投函すること。

代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

令和元年9月18日（水）午後2時

高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県庁本庁舎7階 高知県土木部建築課分室

- (7) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

#### 4 入札保証金

高知県契約規則（昭和39年規則第12条）第9条及び第10条の規定による。

#### 5 最低制限価格

無

#### 6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

#### 7 開札の方法

開札は、3の(6)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札（最多2回）を行う。

入札に必要なもの（委任状、印鑑等）を持参すること。

#### 8 落札者の決定

- (1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、3の要領で再度入札を行う。
- (4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

#### 9 落札者が契約書に記名押印すべき期限

契約者は別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

## 1 0 契約保証金

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

## 1 1 契約書作成の要否

要

## 1 2 契約条項

別添機器賃貸借契約書(案)のとおり

## 1 3 本件入札に関して提出する書類

- (1) この入札公告に示した役務を履行することができることを証明するものとして、次の書類を入札前の令和元年9月10日(火)午後5時までに3(2)の場所に持参又は郵送にて提出し、審査を受けること。

「契約実績証明書」1部

「契約履行誓約書」1部

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

- (2) 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

## 1 4 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。